

第2章 計画の現状と基本となる事項

1. 循環型社会とは

循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」として、①まず製品等が廃棄物等となることを抑制、②次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用、③最後にどうしても利用できないものは適正に処分することにより実現されるものであるとしています。

近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応も急務となっています。

こうした考え方をふまえ、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理を防止し、その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を行わなければなりません。

このように、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への転換を、低炭素社会への取組とともにさらに進めていく必要があります。

2. 島根県がめざす循環型社会

県民の環境保全意識の向上により豊かな環境を守り、はぐくむ社会が実現し、環境配慮商品の選択など循環型社会推進に対する行動が特別なものではなくなる社会をめざします。

また、物を大切にしておみを少なくすることや、繰り返し使うことなどの3Rの取組が県民生活に定着し、持続可能な社会システムづくりに事業者が積極的に取り組んだ結果、廃棄物の排出削減やリサイクル促進、最終処分量の削減が進み、低炭素社会や自然共生社会への取組とも協調が図られた社会の実現をめざします。

特に、島根県が抱える問題として、人口減少と少子高齢化による諸問題に対する地域課題を解決していく視点を大切に、それぞれの地域資源を有効に活用した循環型社会が実現するよう工夫して、地域活性化の好循環を側面から支えることをめざします。

3. 基本理念

豊かな自然環境を守り、はぐくみ、持続的に発展する活力ある島根をめざして、県民、各種団体やNPO等、事業者、行政など、すべての主体の参加と連携により、低炭素社会や自然共生社会への取組と協調を図りながら、安全に安心して暮らせる、持続的に発展する活力ある「しまね循環型社会」の実現をめざします。

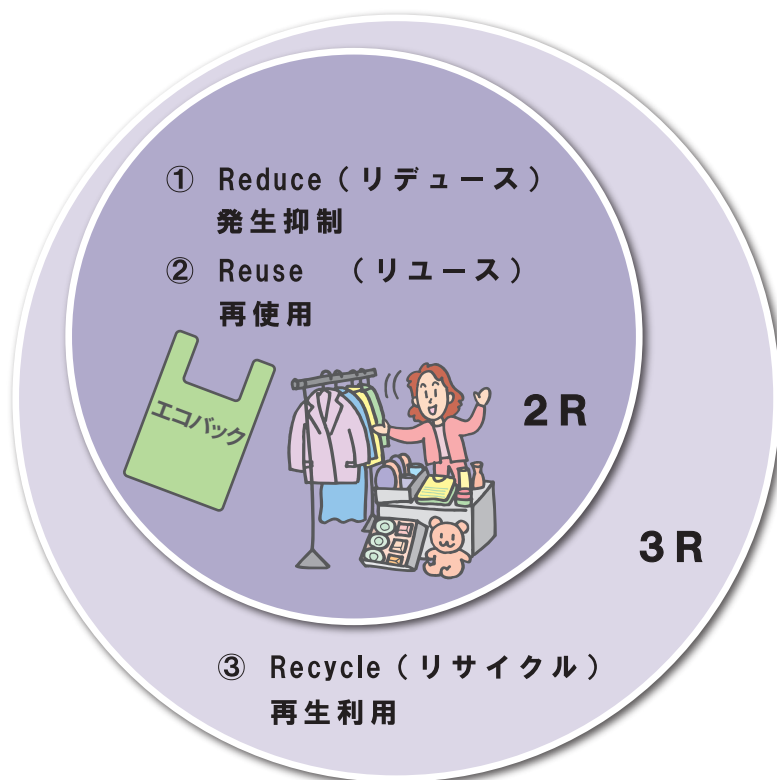
4. 計画の目的

「第3期しまね循環型社会推進計画」（以下「本計画」という）は、再生可能な資源を利活用しつつ、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの全段階において、環境への負荷が環境の許容量を超えないよう、できる限り環境への負荷を少なくし、環境と経済が継続的に好循環して発展、繁栄する「しまね循環型社会」を構築することをめざして、現在取り組んでいる一般廃棄物及び産業廃棄物に関する減量化や再生利用など3Rの推進や適正処理を、さらに進めることを目的に策定するものです。

また、本計画は、島根県における循環型社会の形成に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、県民・事業者・行政等が廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を行っていくための行動指針・行動計画となるものです。

島根県における3Rとは・・・

- 3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）＝発生抑制によるごみ減量、リユース（Reuse）＝再使用によるごみ減量、リサイクル（Recycle）＝再生利用による資源循環の促進、の3つの頭文字をとったものです。
- このうち、ごみの発生を抑制するリデュースと繰り返し再使用するリユースを、特に2R（ツアール）と呼びます。



5. 政策体系における計画の位置付け

〈計画の位置付け〉

- ① 廃棄物処理法第5条の5第1項により策定を義務付けられた廃棄物処理計画
- ② 島根県環境基本計画の廃棄物部門に関する実施計画
- ③ 循環型社会形成推進基本法第32条に基づく計画

① 廃棄物処理法により策定を義務付けられた廃棄物処理計画

本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項（都道府県廃棄物処理計画）の規定により策定が義務づけられた「廃棄物処理計画」です。

② 島根県環境基本計画の廃棄物部門に関する実施計画

本計画は、島根県環境基本条例第10条に規定する島根県環境基本計画の基本目標の一つである「環境への負荷の少ない循環型社会の推進」を図るため、資源の循環利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に係る計画を策定するものであり、県民・事業者・行政が循環型社会の姿と必要性を認識し、協働のもとで取組を行うための行動指針・行動計画であり、「島根県環境基本計画」の廃棄物部門の実施計画として位置付けるものです。

③ 循環型社会形成推進基本法に基づく計画

本計画は、循環型社会形成推進基本法第10条に基づく地方公共団体の責務として、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われるよう必要な措置を実施したり、循環型社会の形成のために必要な施策を策定・実施するための計画であり、同法第32条に基づいて総合的かつ計画的に推進するものです。

■前計画との関係

本計画は、第2期計画（平成23年度～平成27年度）に続く第3期計画として位置付けられるもので、前計画策定以降の廃棄物行政、社会動向等や前計画の検証を踏まえ、引き続き廃棄物の適正な処理の実施を基本として、その上で新たに「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組と協調を図りながら「循環型社会」の形成をめざすために策定するものです。

6. 計画の期間

〈計画の期間〉

平成28（2016）年度～平成32（2020）年度（5年間）

本計画の対象期間は、以下の理由で平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

- 循環型社会形成推進基本法第15条第1項に基づいて国が定める循環型社会形成推進基本計画が、同法同条第7項に基づいておおむね5年ごとに見直しが行われること。
- 都道府県は、廃棄物処理法に基づいて国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して廃棄物処理計画を定める義務を負っているが、国の基本的な方針はおおむね5年ごとに見直しが行われていること。

なお、計画の実施状況やその後の情勢に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



7. 現状と課題

■一般廃棄物

一般廃棄物は、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）が該当します（図 2-1）。

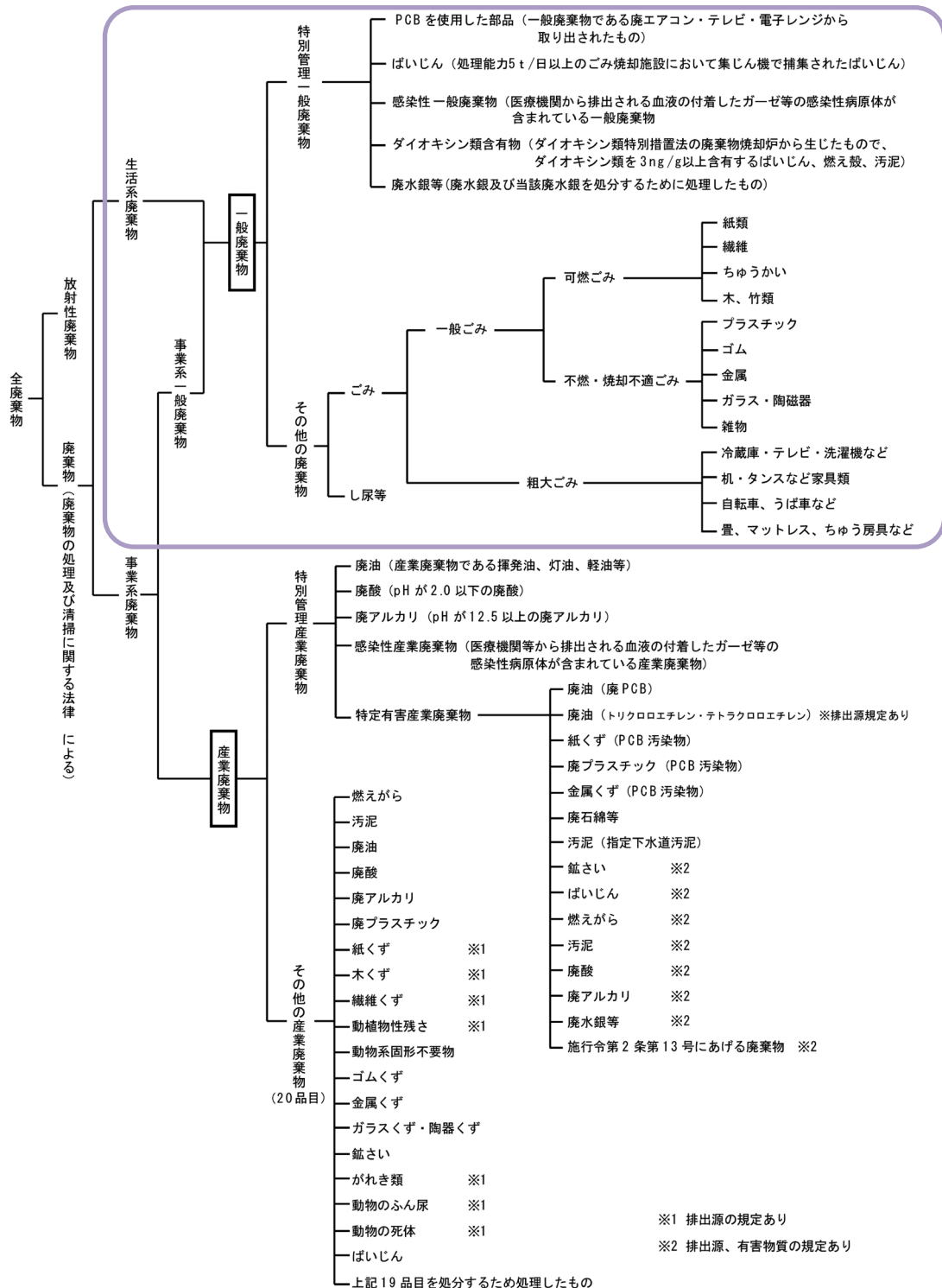


図 2-1 一般廃棄物の種類

(1) 行政区域内人口の実績

行政区域内人口は、減少傾向を示しており、平成25年度は平成16年度に比べ44千人減少し、年平均増減率^注は約-0.66%となっています。(表2-1)。

表2-1 行政区域内人口の実績 (千人)

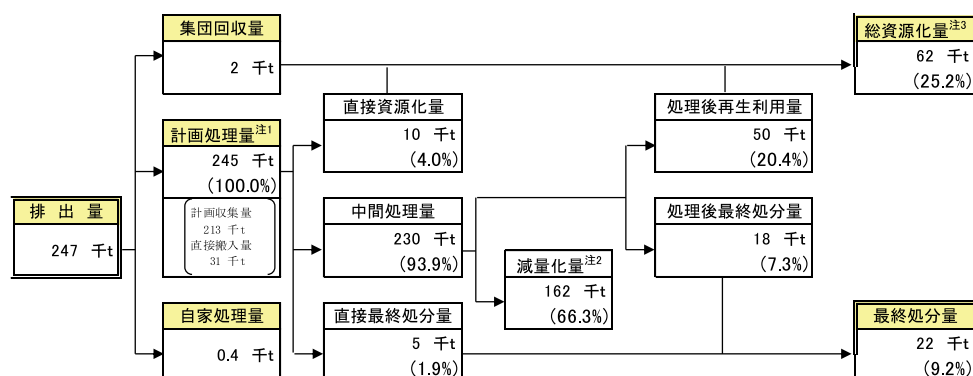
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口	756	748	745	740	732	728	722	717	717	712

注：年平均増減率 = (H25人口 ÷ H16人口)^{1/9} - 1

出典：「平成16～25年度一般廃棄物処理実態調査票」

(2) ごみ処理の状況 (平成25年度)

平成25年度のごみ排出量のうち、焼却、破碎、選別等により中間処理されたごみは約230千t、再生事業者等へ直接搬入されたごみは約10千tで、両者で計画処理量全体の約98%を占めています(図2-2)。



注1：計画処理量：計画収集量+直接搬入量

注2：減量化量：中間処理量-処理後再生利用量-処理後最終処分量(計量誤差を含む)

注3：総資源化量で示す【%】は、(総資源化量÷排出量)で求めたもので、その他の項目で示す(%)表示については、いずれも計画処理量に対する割合である。

注4：端数処理による誤差を含む。

出典：「平成25年度一般廃棄物処理実態調査票」

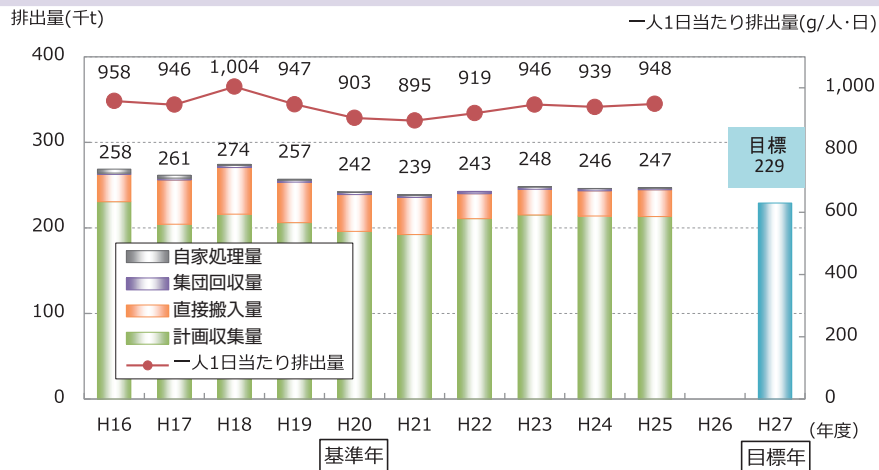
図2-2 ごみ処理の状況 (平成25年度)

用語説明

排出量	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなど、家庭や事業所から排出される廃棄物の総量
集団回収量	計画収集量と計画処理量(計画収集量と直接搬入量)、自家処理量の総量
計画処理量	市町村による収集ごみ量と事業所などからの直接搬入ごみ量の合計値
自家処理量	家庭の堆肥化などにより自ら処理するごみの量
直接資源化量	市町村の処理施設を経由せず、直接民間業者へ売却して資源化を行っているもの
中間処理量	市町村の処理施設で、中間処理(焼却、破碎、選別等)された量
直接最終処分量	市町村の処理施設で、中間処理されることがなく、直接最終処分した量
減量化量	中間処理により、減量化された量(中間処理量-処理残さ量)
処理後再生利用量	中間処理により、資源として再生利用された量
処理後最終処分量	中間処理により、処理残さとして最終処分された量
総資源化量	全ての廃棄物から、中間処理などにより資源化や再利用された資源化物の総量
最終処分量	全ての廃棄物から、中間処理などを経て循環利用できないものとして埋立処分される廃棄物の総量
1人1日当たり排出量	排出量÷365日(又は366日)÷行政区域内人口
再生利用率	再生利用量÷排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)

(3) ごみ排出量の実績

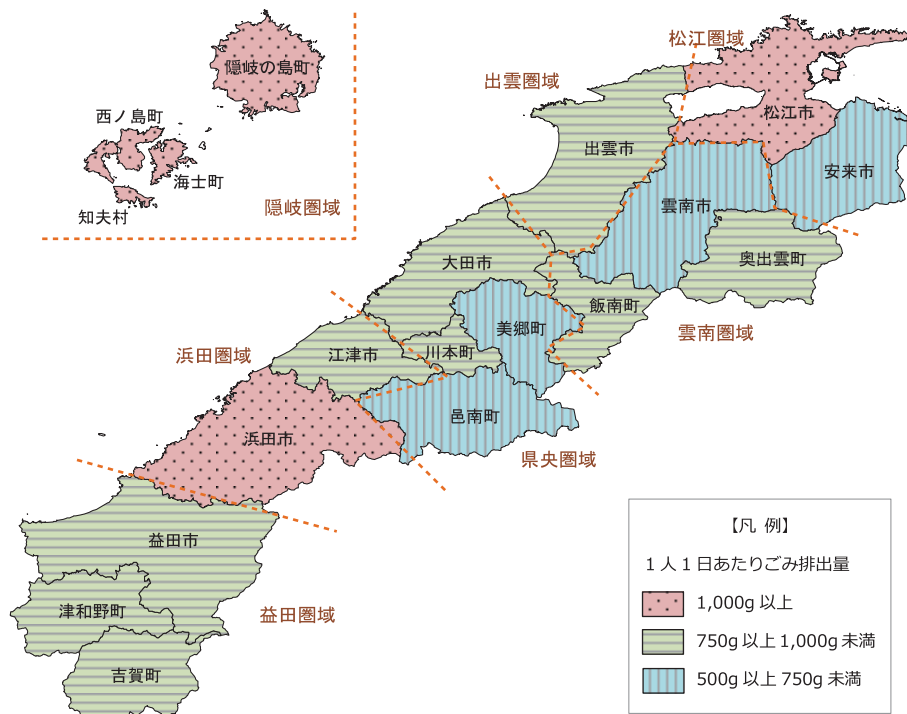
平成 25 年度のごみ排出量^{注1)} は約 247 千 t、1 人 1 日当たり排出量は約 948g (H25 全国平均：972g) で微増傾向にあり、第 2 期計画の目標は達成しにくい状況です (図 2-3)。
 1 人 1 日当たり排出量は都市部及び島しょ部において、比較的高い傾向にあります (図 2-4)。



注 1：H25 全国平均値は、環境省公表値。ただし、排出量は、「計画収集量+直接搬入量+集団回収量」であり、現計画での定義とは若干異なる。

出典：「平成 16～25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-3 ごみ排出量の実績

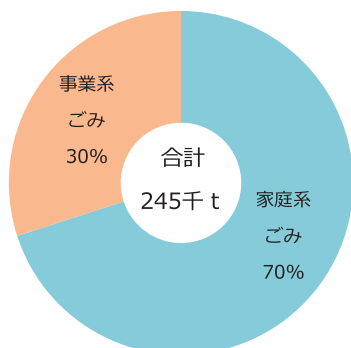


出典：「平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-4 市町村別県民 1 人 1 日当たり排出量 (平成 25 年度)

(4) ごみ排出形態別の割合

平成 25 年度のごみ排出量のうち計画処理量^{注1)}の内訳は、家庭系ごみ^{注2)}が約 171 千 t (約 70%)、事業系ごみ^{注3)}が約 73 千 t (約 30%) を占めています (図 2-5)。



注 1：計画処理量：ごみ排出量のうち、市町村が処理した量（計画収集量+直接搬入量）

注 2：家庭系ごみ：家庭から排出されたごみ

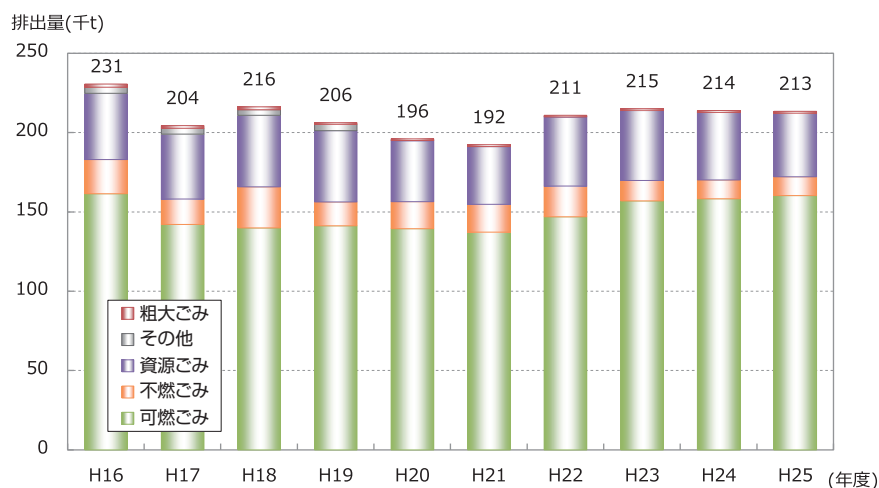
注 3：事業系ごみ：事業所等から排出されたごみで、産業廃棄物以外のもの

出典：「平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-5 計画処理量に占める家庭系ごみと事業系ごみの割合（平成 25 年度）

(5) ごみ種類別排出量の実績

人口減少に伴い、総排出量は減少傾向となると考えられますが、実際には増加しています。ライフスタイルの変化や高齢化にともなう意識の変化による可燃ごみの増加に加え、近年では出雲大社の遷宮効果による事業系のごみが増加していると考えられ、これらが減少傾向に向かわない要因の一部と考えられます (図 2-6)。



出典：「平成 16～25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

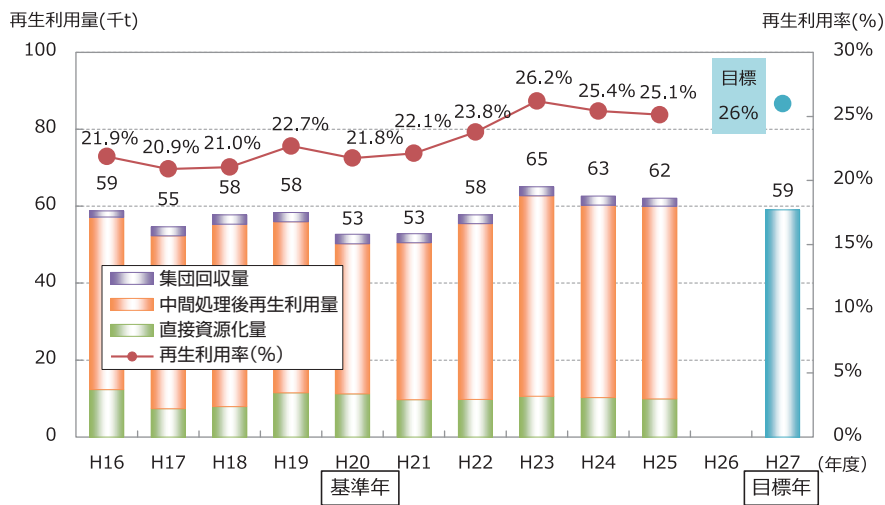
図 2-6 ごみ種類別排出量の実績

(6) 再生利用率の実績

平成 25 年度の再生利用量は約 62 千 t、再生利用率は 25.1% (H25 全国平均：20.7%) であり、目標をわずかに下回り、横ばいで推移しています (図 2-7)。

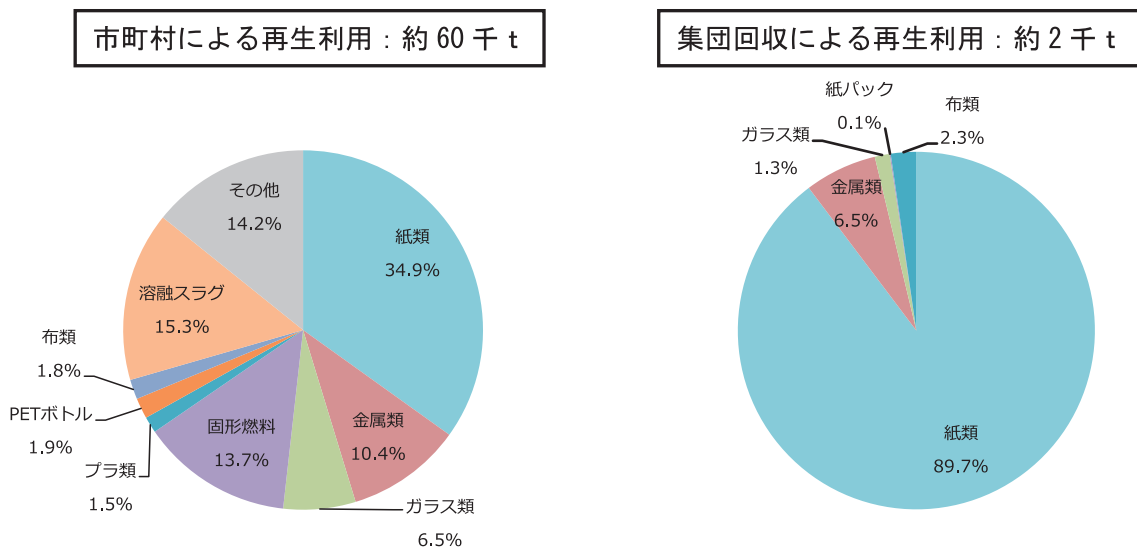
再生利用量は、市町村による再生利用量 (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量) と、住民団体による集団回収量に区分されますが、平成 25 年度の品目別の内訳は、いずれも紙類が最も多い割合を占めています (図 2-8)。

地域別では、離島であるため他の地域にくらべ、運搬等のコストが割高になるなど、経済性の面でリサイクルが進みにくい隠岐圏域での資源化率が低い傾向にあります (図 2-9)。



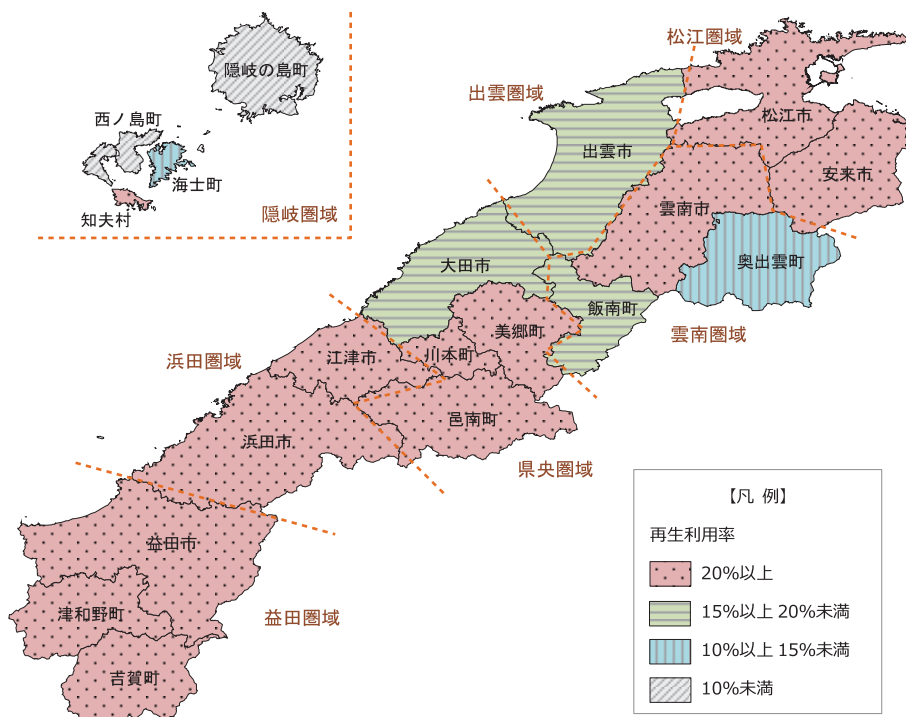
出典：「平成 16～25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-7 再生利用量と再生利用率の実績



出典：「平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-8 再生利用量の品目別内訳 (平成 25 年度)



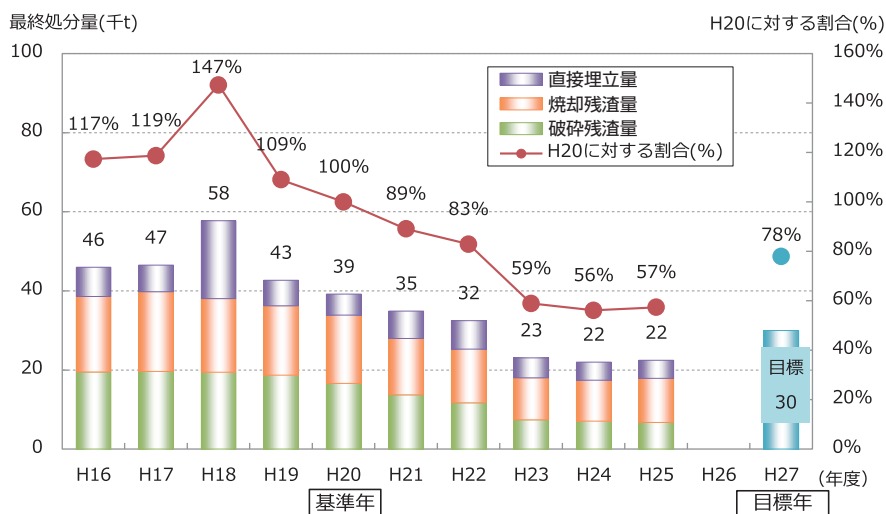
出典：「平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-9 市町村別の再生利用率（平成 25 年度）

(7) 最終処分量の実績

平成 25 年度の最終処分量は約 22 千 t であり、平成 18 年度をピークに減少し、平成 23 年以降は横ばいで推移しています（図 2-10）。

なお、平成 18 年度に最終処分量が大きく増加していますが、これは大規模な水害が発生し、災害ごみが排出されたことによる影響と考えられます。



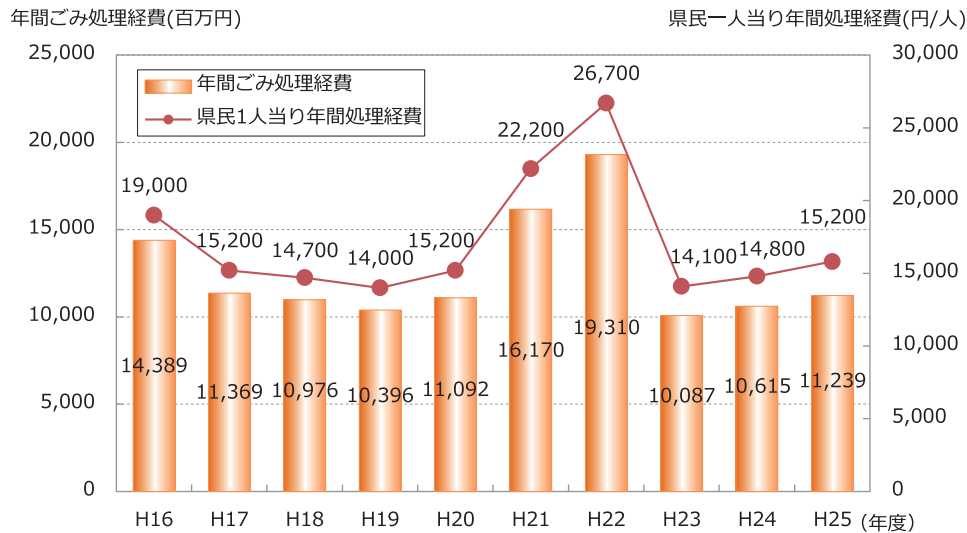
出典：「平成 16～25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-10 最終処分量の実績

(8) ごみ処理経費の実績

平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、大規模な焼却施設の整備が進められたことなどにより大幅に増加しましたが、これらの事業がおおむね終了した平成 23 年度以降は減少傾向となっています（図 2-11）。

平成 25 年度における県民 1 人当たり年間処理経費^注は、約 15,200 円（H25 全国平均：約 14,500 円）となっています。



注：県民 1 人当たり年間処理経費＝年間ごみ処理経費÷行政区内人口

出典：「平成 16～25 年度一般廃棄物処理実態調査票」

図 2-11 ごみ処理経費の実績

(9) 一般廃棄物処理に関する取組の現状と課題

◆◆◆排出段階◆◆◆

《現状》

- 人口が減少しているにもかかわらず、ごみ排出量は増加傾向で、特に、松江地区ではこの 5 年間で約 7 千 t（約 8%）増加するなど顕著な伸びを示しています。
- 全県では、平成 20 年度に比べ平成 25 年度は、不燃ごみが約 5 千 t（約 31%）減少していますが、可燃ごみの増加が約 21 千 t（約 15%）と大きく、全体として増加しています。

《課題》

- 人口減少が進んでいるにもかかわらず、ごみ排出量が増加しています。
- 特に、可燃ごみの増加量が大きく、ごみ排出量全体の増加に影響しています。

表 2-2 地区別のごみ収集状況

■全県

	平成20年度	平成25年度	平成25年度 －平成20年度	増加率	
計画収集量(千t)	196	213	17	8.9%	
収集 内訳 (千t)	可燃ごみ	139	160	21	15.0%
	不燃ごみ	17	12	-5	-31.1%
	資源ごみ	38	40	2	4.3%
	その他	0.03	0.02	-0.02	-52.9%
	粗大ごみ	1.0	1.1	0.1	10.1%
直接搬入量(千t)	43	31	-12	-27.6%	
集団回収量(千t)	2.4	2.1	-0.4	-15.6%	
総排出量(千t)	241	247	5	2.2%	
自家処理量(千t)	0.7	0.4	-0.4	-48.5%	
1人1日当たりごみ総排出量(g)	903	948	45	5.0%	

■松江地区(松江圏域)

	平成20年度	平成25年度	平成25年度 －平成20年度	増加率	
計画収集量(千t)	62	84	22	35.4%	
収集 内訳 (千t)	可燃ごみ	39	60	21	54.7%
	不燃ごみ	5.7	1.4	-4.3	-75.9%
	資源ごみ	17	22	5	30.2%
	その他	0.0	0.0	0.0	—
	粗大ごみ	0.58	0.61	0.04	6.0%
直接搬入量(千t)	22	8	-15	-65.0%	
集団回収量(千t)	0.4	0.0	-0.4	-100.0%	
総排出量(千t)	85	92	7	8.1%	
自家処理量(千t)	0.0	0.0	0.0	—	
1人1日当たりごみ総排出量(g)	926	1013	87	9.4%	

■出雲地区(出雲圏域、雲南圏域)

	平成20年度	平成25年度	平成25年度 －平成20年度	増加率	
計画収集量(千t)	71	69	-2	-2.3%	
収集 内訳 (千t)	可燃ごみ	54	55	0	0.7%
	不燃ごみ	6.7	6.8	0.1	1.4%
	資源ごみ	10	8	-2	-21.1%
	その他	0.03	0.02	-0.02	-52.9%
	粗大ごみ	0.07	0.05	-0.02	-26.0%
直接搬入量(千t)	6.5	7.8	1.3	20.1%	
集団回収量(千t)	1.4	1.6	0.2	16.8%	
総排出量(千t)	78.8	78.7	-0.1	-0.1%	
自家処理量(千t)	0.3	0.1	-0.2	-61.7%	
1人1日当たりごみ総排出量(g)	899	913	14	1.6%	

■浜田地区(大田圏域、浜田圏域、益田圏域)

	平成20年度	平成25年度	平成25年度 －平成20年度	増加率	
計画収集量(千t)	59	56	-2	-3.6%	
収集 内訳 (千t)	可燃ごみ	42	43	0	0.3%
	不燃ごみ	4.4	3.4	-1.0	-22.9%
	資源ごみ	11	10	-1	-11.2%
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0%
	粗大ごみ	0.3	0.4	0.1	16.6%
直接搬入量(千t)	8.5	9.4	1.0	11.4%	
集団回収量(千t)	0.6	0.4	-0.2	-29.6%	
総排出量(千t)	68	66	-1	-2.0%	
自家処理量(千t)	0.4	0.3	-0.2	-39.4%	
1人1日当たりごみ総排出量(g)	848	877	29	3.4%	

■隠岐地区(隠岐圏域)

	平成20年度	平成25年度	平成25年度 －平成20年度	増加率	
計画収集量(千t)	4.7	3.9	-0.8	-16.4%	
収集 内訳 (千t)	可燃ごみ	4.1	3.5	-0.6	-14.3%
	不燃ごみ	0.2	0.2	-0.0	-21.1%
	資源ごみ	0.3	0.1	-0.2	-52.1%
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0%
	粗大ごみ	0.04	0.07	0.03	81.6%
直接搬入量(千t)	5.5	6.0	0.5	8.9%	
集団回収量(千t)	0.0	0.0	0.0	0.0%	
総排出量(千t)	10.2	9.9	-0.3	-2.7%	
自家処理量(千t)	0.0	0.0	0.0	0.0%	
1人1日当たりごみ総排出量(g)	1223	1277	54	4.4%	

注：図中の数値は、四捨五入の関係で計算が一致しないものがある。

出典：「平成20・25年度一般廃棄物処理の現況」

◆◆◆中間処理段階◆◆◆

《現状》

- 平成20年度とくらべ平成25年度は、特に中間処理後の再生利用量が増加しています。
- 要因としては、平成22年度に松江市の溶融施設が整備され、県の溶融スラグ利用の技術指針案が示されたことにより溶融スラグの再生利用が進んだことのほか、市町村での分別収集の取組やリサイクルプラザ等での再資源化が進んだことによると考えられます。

《課題》

- 今後も引き続き、市町村での分別収集の実施や、溶融スラグ等の再生利用を促進していくとともに、小型家電などの現状で資源化が進んでいないものについても再生利用に取り組んでいくことが必要です。

◆◆◆最終処分段階◆◆◆

《現状》

- 平成20年度とくらべ平成25年度は、最終処分量が大きく減少しています。
- 最終処分量が減少した要因は、市町村での分別収集の取組やリサイクルプラザ等の施設整備により紙・プラ製容器包装の中間処理が進んだことに加え、平成22年度に松江市の溶融施設が整備されたことにより、県下主要市部において溶融スラグ処理が主となり、廃棄物の減容化や溶融スラグの再資源化が進んだことによると考えられます。
- 溶融施設等の施設整備が整った平成23年以降は、埋め立て処分量は横ばいとなっています。

《課題》

- 引き続き、資源化の取組を推進し、目標達成をめざします。
- 今後は、さらなる分別・再資源化や減容化を促進し、直接埋立てや破碎圧縮残さの埋立処分量の減少をめざすとともに、廃棄物処理施設の更新時期に合わせて、さらなる廃棄物の減容化をめざすシステムの導入等を検討する必要があると考えられます。

■産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動にともなって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど 20 種類の廃棄物が該当します (図 2-12)。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づいた適正な処理が必要です。

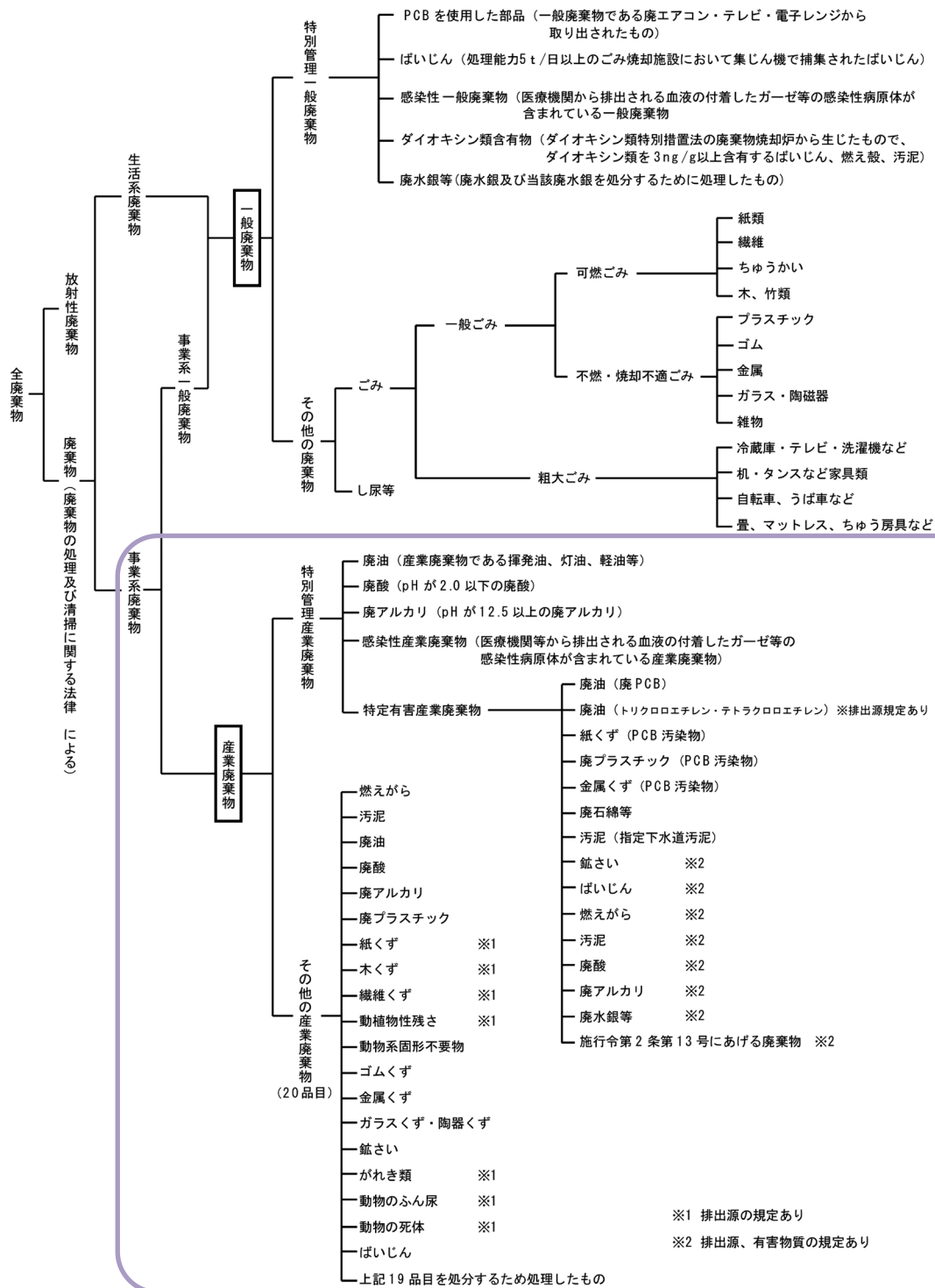
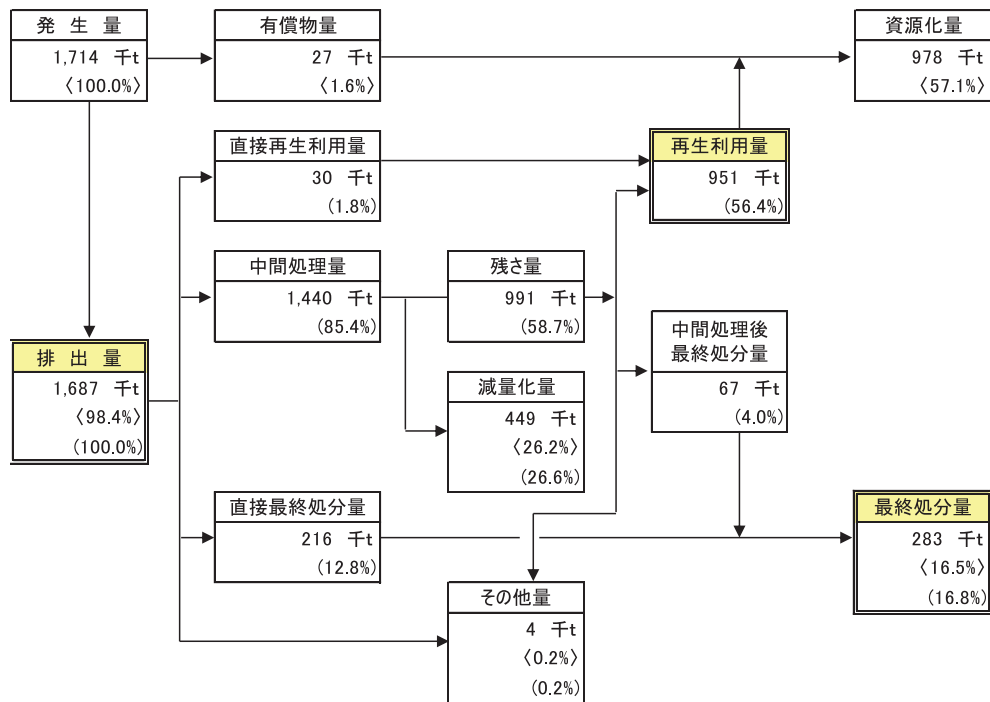


図 2-12 産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物処理の状況（農業系を除く）

平成 25 年度には、県内で約 1,714 千 t の産業廃棄物が発生しており、このうち約 1,687 千 t が、事業者自らまたは産業廃棄物処理業者等への委託により処理されています（図 2-13）。

なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物については、他の産業廃棄物にくらべ排出量が多いほか、処理の方法が異なることから、ここでは集計対象外としています。



注 1：〈 〉は発生量に対する割合、()は排出量に対する割合を示す。

注 2：図中の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しないものがある。

出典：「平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成 27 年 3 月）

図 2-13 産業廃棄物処理の状況（農業系を除く、平成 25 年度）

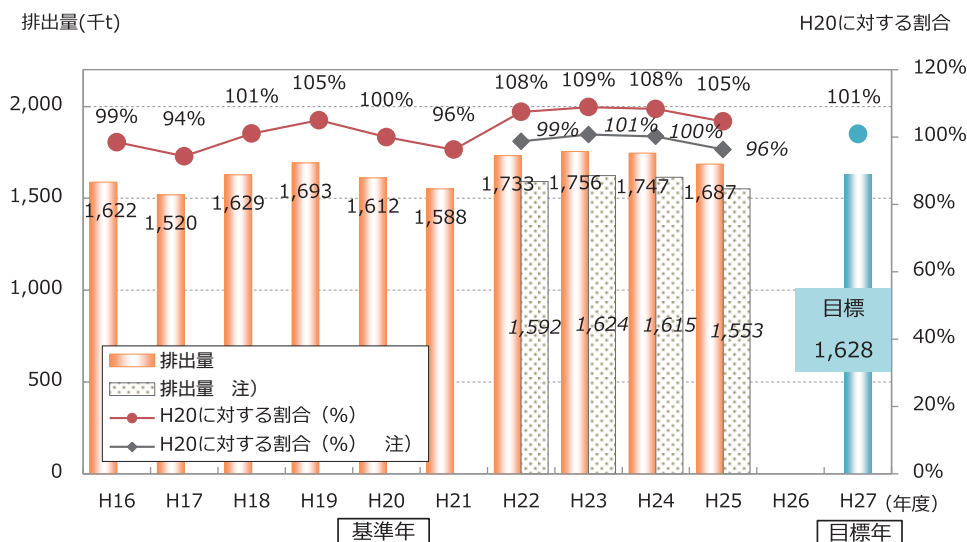
用語説明

発生量	事業所内等で生じた産業廃棄物量および有償物量の合計値
有償物量	発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償で売却できるものを自己利用した場合を含む）
排出量	事業活動にともなって生じた廃棄物のうち、排出される 20 種類の廃棄物の総量
直接再生利用量	排出量のうち、中間処理されることなく直接再生利用された量
中間処理量	排出量のうち、自己または委託により中間処理（焼却、脱水等）された量
直接最終処分量	排出量のうち、中間処理されることなく排出事業者が直接最終処分した量
減量化量	中間処理により減量化された量（中間処理量－残さ量）
その他量	事業所内等に保管されている量など
再生利用量	自己または処理業者等で再生利用された量
中間処理後最終処分量	処理業者で最終処分された量
資源化量	全ての廃棄物から、中間処理等により資源化や再利用された資源化物の総量
最終処分量	全ての廃棄物から、中間処理などを経て循環利用できないものとして埋立処分される廃棄物の総量

(2) 産業廃棄物排出量の実績（農業系を除く）

産業廃棄物排出量は、多少の増減はあるもののおおむね横ばいで推移しています。平成25年度の排出量は約1,687千tで、前計画の目標より高い水準で推移しています（図2-14）。

なお、平成23年3月に廃油の排出量の算出方法が変わり、大幅に増加することになりました。



注) 取り扱い変更通知による、廃油量の増加量を差し引いたもの

出典：「平成26年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成27年3月）

図2-14 産業廃棄物排出量の実績（農業系を除く）

(3) 産業廃棄物の圏域別排出量（農業系を除く）

圏域別の排出量は、特に多量の排出事業所が立地する松江圏域と浜田圏域の占める割合が多く、排出量の変化は、松江圏域と大田圏域で増加、益田圏域で減少となっています（表2-3）。

表2-3 産業廃棄物処理の状況（農業系を除く、平成25年度）

(千t/年度)

	全県	松江圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域
平成16年度	1,588	446	403	91	409	200	39
	100.0%	28.1%	25.4%	5.7%	25.8%	12.6%	2.5%
平成20年度	1,612	454	410	115	489	108	36
	100.0%	28.2%	25.4%	7.1%	30.3%	6.7%	2.2%
平成25年度	1,687	664	334	117	446	92	34
	100.0%	39.4%	19.8%	6.9%	26.4%	5.5%	2.0%
増減量 (H16→H25)	99	218	-69	26	37	-108	-5
増減率 (H16→H25)	6.2%	48.9%	-17.1%	28.6%	9.0%	-54.0%	-12.8%

注：表2-3中の圏域は表2-4に記載する市町村で構成される。

出典：「平成26年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成27年3月）

表 2-4 圏域の地域区分

地域名	構成市町村
松江圏域	松江市、安来市
出雲圏域	出雲市、雲南市、奥出雲町(仁多郡)、飯南町(飯石郡)
大田圏域	大田市、邑智郡(川本町、美郷町、邑南町)
浜田圏域	浜田市、江津市
益田圏域	益田市、鹿足郡(津和野町、吉賀町)
隠岐圏域	隠岐郡(海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町)

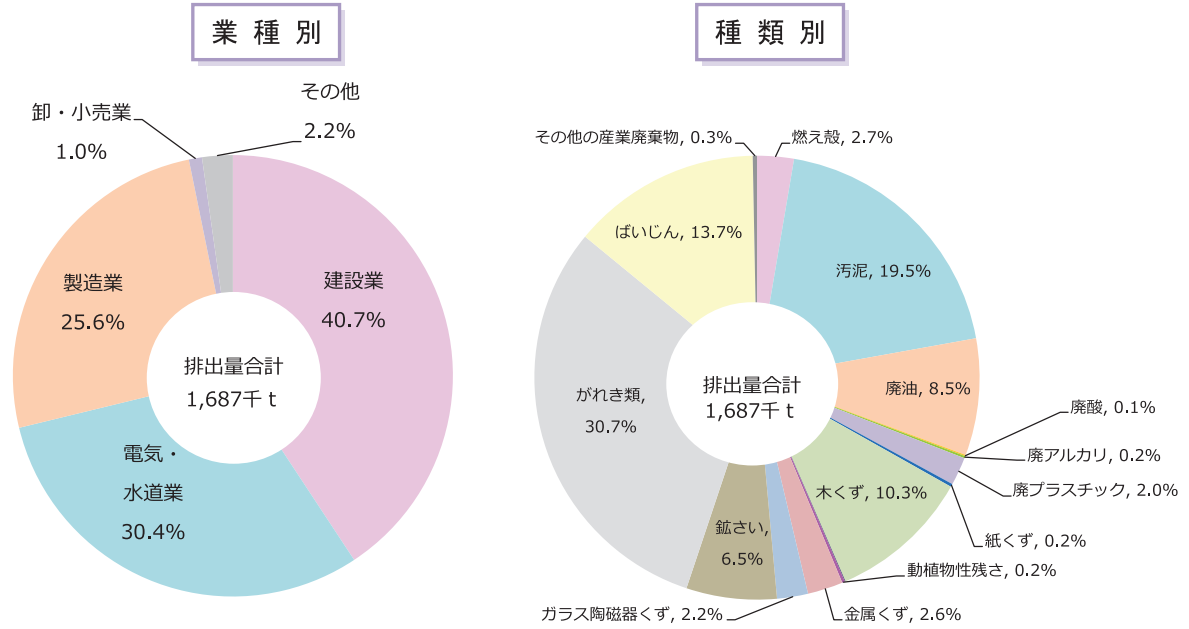
出典：「平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成 27 年 3 月）

(4) 業種別・種類別排出量（農業系を除く）

業種別の排出量は、建設業が約 41%、電気・水道業が約 30%、製造業が約 26%を占めており、これら 3 業種で全体の約 97%を占めています（図 2-15）。

種類別の排出量は、がれき類が約 31%、汚泥が約 20%、ばいじんが約 14%を占めており、これら 3 品目で全体の約 65%を占めています。

このため、産業廃棄物排出量の増減は、土木事業の事業量や火力発電所の稼働状況に大きく影響される傾向があります。

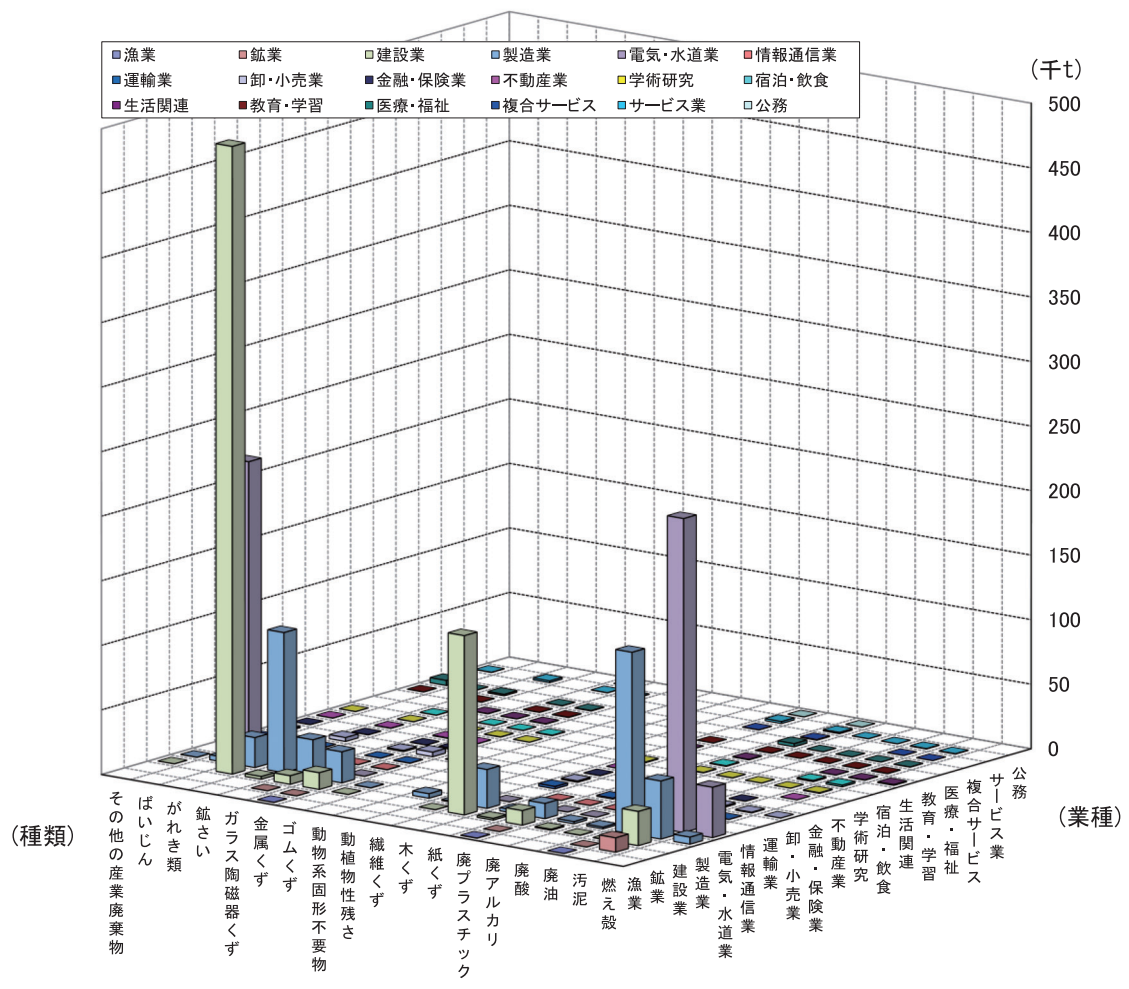


注：漁業、情報通信業、複合サービス、公務は 0.0%

注：繊維くず、動物系固形不要物、ゴムくずは 0.0%

出典：「平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成 27 年 3 月）

図 2-15 産業廃棄物排出量の実績（農業系を除く、平成 25 年度）その 1



(単位：千t)

	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	金融・保険業	不動産業	学術研究	宿泊・飲食	生活関連	教育・学習	医療・福祉	複合サービス	サービス業	公務	合計	割合
燃え殻				5	39			0					1						45	2.7%
汚泥		11	26	45	243		0	1		0	0	1	0	0	0	0	0	0	329	19.5%
廃油	0	0	0	141			0	1	0		0	1	0	0	0	0	0	0	143	8.5%
廃酸			0	1				0			0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.1%
廃アルカリ			1	2	0	0		0			0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.2%
廃プラスチック	0	0	11	12	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	35	2.0%
紙くず			1	2				0											4	0.2%
木くず			139	30	0		2	1	0	0	0		0	0			0	1	174	10.3%
繊維くず			0	1															1	0.0%
動植物性残さ				3															3	0.2%
動物系固形不要物																			0	0.0%
ゴムくず			0	0				0			0	0							1	0.0%
金属くず	0	0	13	24	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	2.6%
ガラス陶磁器くず		0	7	29			0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	2.2%
鉱さい			2	108									0						111	6.6%
がれき類			486	23	5		0	3	0	0	0	0	0	0	1		1	0	520	30.8%
ばいじん				4	228										0				232	13.7%
その他の産業廃棄物			0	0		0	0	1	0	0	0			0	4		0		5	0.3%
合計	0	11	687	432	515	0	3	16	1	1	2	3	2	1	8	1	5	0	1,687	100.0%
割合	0.0%	0.7%	40.7%	25.6%	30.5%	0.0%	0.2%	1.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.3%	0.0%		

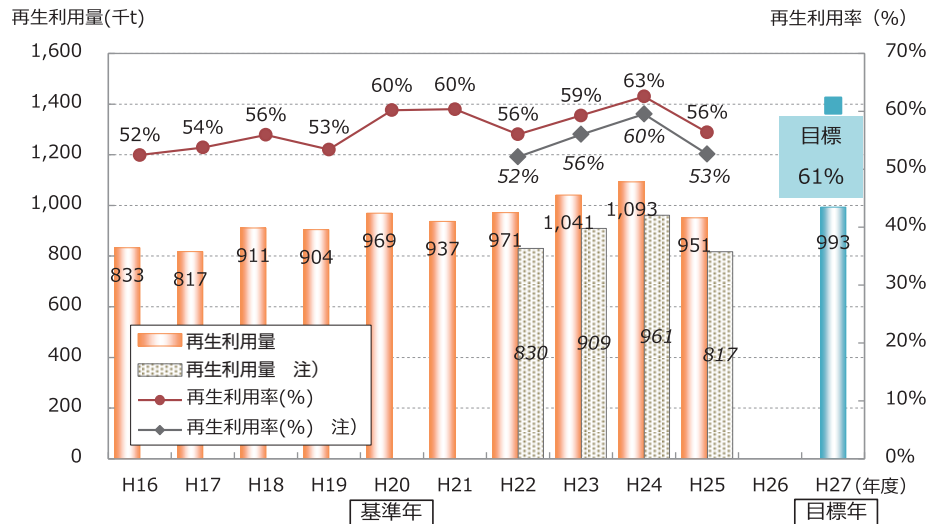
出典：「平成26年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成27年3月）

図2-16 産業廃棄物排出量の実績（農業系を除く、平成25年度）その2

(5) 処理の内訳（農業系を除く）

再生利用率は、平成16年度から平成25年度にかけて、おおむね50%から60%前後の間を変動しながら推移しています（図2-17）。

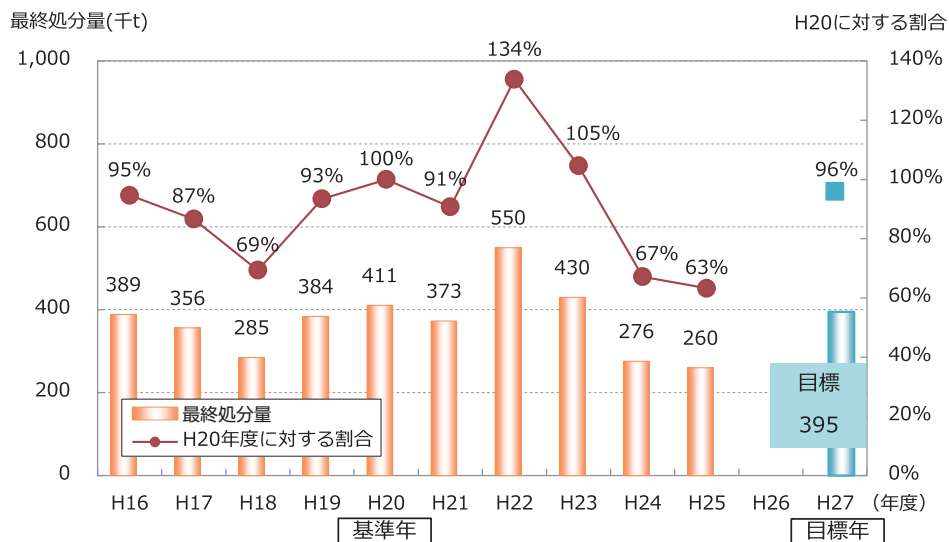
また、最終処分量は平成22年度をピークに減少しており、平成25年度は260千tとなっています（図2-18）。



注) 取り扱い変更通知による、廃油量の増加量を差し引いたもの

出典: 「しまね循環型社会の現状報告」(各年度)

図2-17 産業廃棄物再生利用率の実績（農業系を除く）



出典: 「しまね循環型社会の現状報告」(各年度)

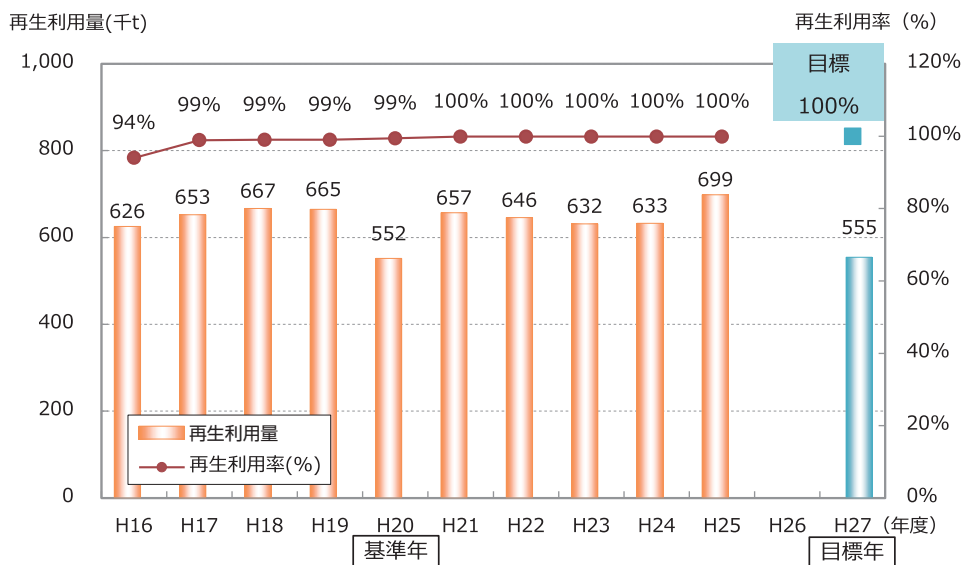
図2-18 産業廃棄物最終処分量の実績（農業系を除く）

(6) 処理の内訳（農業）

農業系産業廃棄物の処理の状況は、(図 2-19) と (図 2-20) に示すとおりです。

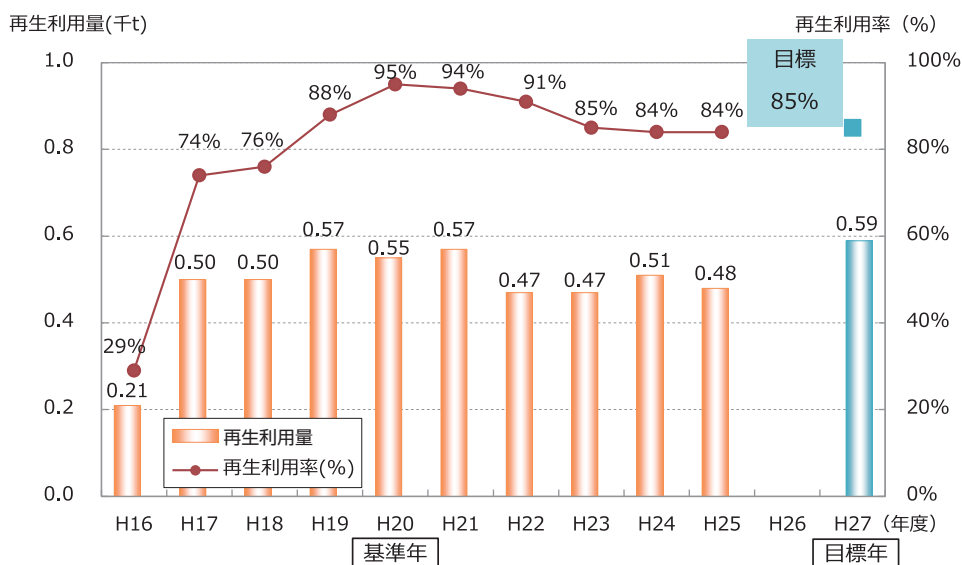
家畜ふん尿については、平成 17 年度以降、再生利用率が 99% 台となり、平成 21 年度からは 99.9% とほぼ目標を達成しています。

農業系の廃プラスチックについては、再生利用率が平成 20 年度をピークに漸減しており、平成 25 年度は 84% となっています。



出典：「しまね循環型社会の現状報告」（各年度）

図 2-19 産業廃棄物再生利用率の実績（農業系：家畜ふん尿）



出典：「しまね循環型社会の現状報告」（各年度）

図 2-20 産業廃棄物再生利用率の実績（農業系：廃プラスチック）

(7) 産業廃棄物処理に関する取組の現状と課題

◆◆◆排出段階◆◆◆

《現状》

- 平成 20 年度から平成 25 年度の変化を種類別に見ると、がれき類、ばいじん、ガラス・陶磁器くずについては排出抑制が進捗していますが、廃油や金属くず、鉱さいについては排出量が増加しており、合計として 5%近い増加となっています。
- 業種別に見ると、建設業や電気・水道業での排出量は減少しているものの、製造業で増加が見られます。

表 2-5 種類別の排出量

	排出量：千 t			
	H20年度	H25年度	増加量	増加率
合 計	1,612	1,687	75	4.7%
燃え殻	53	45	-8	-15.1%
汚泥	326	329	3	0.9%
廃油	11	143	132	1200.0%
注)の廃油を除いたもの	11	7	-4	-36.4%
廃酸	3	2	-1	-33.3%
廃アルカリ	2	3	1	50.0%
廃プラスチック類	35	35	0	0.0%
紙くず	3	4	1	33.3%
木くず	179	174	-5	-2.8%
繊維くず	1	1	0	0.0%
動植物性残さ	5	3	-2	-40.0%
動物系固形不要物	0	—	—	—
ゴムくず	0	1	1	—
金属くず	24	43	19	79.2%
ガラス陶磁器くず	64	38	-26	-40.6%
鉱さい	93	111	18	19.4%
がれき類	552	520	-32	-5.8%
ばいじん	259	232	-27	-10.4%
その他の産業廃棄物	3	5	2	66.7%

注) 取り扱い変更通知による、廃油量の増加量

表 2-6 業種別の排出量

	排出量：千 t			
	H20年度	H25年度	増加量	増加率
合 計	1,612	1,687	75	4.7%
漁業	0	0	0	—
鉱業	6	11	5	83.3%
建設業	738	687	-51	-6.9%
製造業	295	432	137	46.4%
注)の廃油を除いたもの	295	296	1	0.3%
電気・水道業	533	515	-18	-3.4%
情報通信業	0	0	0	—
運輸業	4	3	-1	-25.0%
卸・小売業	14	16	2	14.3%
金融・保険業	0	1	1	—
不動産業	0	1	1	—
学術研究	2	2	0	0.0%
宿泊・飲食	3	3	0	0.0%
生活関連	3	2	-1	-33.3%
教育・学習	2	1	-1	-50.0%
医療・福祉	8	8	0	0.0%
複合サービス	0	1	1	—
サービス業	2	5	3	150.0%
公務	0	0	0	—

出典：「平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成 27 年 3 月）

《課題》

- 排出量が多く、削減取組が進む、がれき類、汚泥、ばいじんについては、引き続き取組の推進を図るとともに、廃プラスチック類などの削減方法を検討し、具体的な取組を進めていく必要があると考えられます。

◆◆◆中間処理段階◆◆◆

《現状》

- 平成20年度から平成25年度の変化を種類別に見ると、燃え殻の再生利用が落ち込んだ一方で、ばいじんの再生利用が伸びています。

表 2-7 種類別の再生利用量及び再生利用率

再生利用量：千 t

	H20年度	H25年度	増加量	増加率	H20年度	H25年度	増加率
合 計	969	951	-18	-1.9%	60.1%	56.4%	-3.7%
燃え殻	51	4	-47	-92.2%	96.2%	8.9%	-87.3%
汚泥	19	24	5	26.3%	5.8%	7.3%	1.5%
廃油	4	5	1	25.0%	36.4%	3.5%	-32.9%
注)の廃油を除いたもの	4	5	—	—	36.4%	71.4%	35.1%
廃酸	1	0	-1	—	33.3%	0.0%	-33.3%
廃アルカリ	0	0	0	—	0.0%	0.0%	0.0%
廃プラスチック類	16	20	4	25.0%	45.7%	57.1%	11.4%
紙くず	2	2	0	0.0%	66.7%	50.0%	-16.7%
木くず	143	146	3	2.1%	79.9%	83.9%	4.0%
繊維くず	0	0	0	—	0.0%	0.0%	0.0%
動植物性残さ	4	2	-2	-50.0%	80.0%	66.7%	-13.3%
動物系固形不要物	0	—	—	—	—	—	—
ゴムくず	0	1	1	—	—	100.0%	—
金属くず	21	39	18	85.7%	87.5%	90.7%	3.2%
ガラス陶磁器くず	33	20	-13	-39.4%	51.6%	52.6%	1.1%
鉱さい	66	86	20	30.3%	71.0%	77.5%	6.5%
がれき類	517	492	-25	-4.8%	93.7%	94.6%	1.0%
ばいじん	93	108	15	16.1%	35.9%	46.6%	10.6%
その他の産業廃棄物	1	1	0	—	33.3%	20.0%	-13.3%

注) 取り扱い変更通知による、廃油量の増加量

出典：「平成21年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成22年2月）

「平成26年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成27年3月）

《課題》

- 再生利用率の増減は、火力発電所におけるばいじん及び燃え殻の再生利用量への依存度が高く、これらの安定的な利活用が課題です。

◆◆◆最終処分段階◆◆◆

《現状》

- 平成20年度から平成25年度の変化を種類別に見ると、燃え殻の再生利用が減少し、そのまま埋め立てされ、燃え殻の最終処分量が増加しています。
- 一方で、ばいじんの排出量の減少や再生利用率の向上、ガラス陶磁器くずの排出量の減少などにより、最終処分量の合計は大幅に減少しました。
- 業種別に見ると、建設業や製造業、電気・水道業での排出量の減少や再生利用が進んでいます。

表2-8 種類別の最終処分量

最終処分量：千t

	H20年度	H25年度	増加量	増加率
合計	304	283	-21	-6.9%
燃え殻	2	48	46	2300.0%
汚泥	24	27	3	12.5%
廃油	0	0	0	—
廃酸	0	0	0	—
廃アルカリ	0	0	0	—
廃プラスチック類	11	9	-2	-18.2%
紙くず	1	1	0	0.0%
木くず	8	6	-2	-25.0%
繊維くず	0	0	0	—
動植物性残さ	0	0	0	—
動物系固形不要物	—	—	—	—
ゴムくず	0	0	0	—
金属くず	3	4	1	33.3%
ガラス陶磁器くず	27	18	-9	-33.3%
鉱さい	27	25	-2	-7.4%
がれき類	35	21	-14	-40.0%
ばいじん	165	123	-42	-25.5%
その他の産業廃棄物	0	1	1	—

表2-9 業種別の最終処分量

最終処分量：千t

	H20年度	H25年度	増加量	増加率
合計	304	283	-21	-6.9%
漁業	0	0	0	—
鉱業	0	11	11	—
建設業	63	51	-12	-19.0%
製造業	63	49	-14	-22.2%
電気・水道業	171	162	-9	-5.3%
情報通信業	0	0	0	—
運輸業	0	0	0	—
卸・小売業	2	4	2	100.0%
金融・保険業	0	0	0	—
不動産業	0	0	0	—
学術研究	0	0	0	—
宿泊・飲食	0	0	0	—
生活関連	1	0	-1	-100.0%
教育・学習	0	0	0	—
医療・福祉	2	2	0	0.0%
複合サービス	0	0	0	—
サービス業	0	1	1	—
公務	0	0	0	—

注：図2-19 産業廃棄物最終処分量の実績（農業系を除く）は、最終処分場へ搬入した実際の埋立て量によるもので、上記の種類別、業種別最終処分量は、「平成26年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」による推計値のため、数値が異なる。

出典：「平成21年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成22年2月）
「平成26年度島根県産業廃棄物実態調査報告書」（平成27年3月）

《課題》

- 今後も、継続的な取組が必要です。

8. 循環型社会形成に向けた取組の結果と課題

(1) 県民の意識

県民を対象とした意識調査を適時実施しています。

調査名	しまね循環型社会推進に関するアンケート調査
実施年度	平成 23 年度、平成 27 年度
調査対象	県民全般
調査方法	郵送による調査票配布

(2) 事業者の意識

毎年、事業者を対象に意識調査を実施し、調査結果は県のホームページに公表しています。

調査対象	産業廃棄物多量排出事業者 及び 松江商工会議所会員
調査方法	郵送による調査票配布

(3) 循環型社会形成に関する現状の問題点・課題等

◆◆◆県民◆◆◆

- 県民を対象とした「しまね循環型社会推進に関するアンケート」調査によると、県民の「ごみ問題への関心度」は平成 23 年度及び平成 27 年度ともに 86%と関心が高く、「3R」という言葉の認知度は、平成 23 年度の 35%から、平成 27 年度は 40%と向上しています。
- 3Rの具体的な取組状況については、多くの取組でおおむね横ばいの傾向があり、実践状況は停滞しています。
- 「リサイクルショップやフリーマーケットの活用」を実施している割合は、平成 23 年度から平成 27 年で 47%から 53%に向上しているものの、50%前後であるため、今後の普及啓発により、実践がさらに推進されることが望まれます。
- 循環型社会形成に関する活動への参加意欲はおおむね 50%程度であり、意欲向上へとつながる方策の実施などが課題となっています。

◆◆◆事業者◆◆◆

- 事業者の 3Rについては、「長寿命製品や修理しやすい製品の開発・流通に対する取組状況」、「廃棄物の削減状況（廃棄物の減量化で環境に配慮した事業活動の取組）」、「リサイクル関連法令に即した廃棄物の再生利用状況」、「地域の再生利用の促進を支えるための産業についての関心」などの取組は高い水準で推移していますが、「優遇ポイント制の導入、トレイの回収状況」、「個別リサイクル法の適用を受けない廃棄物についての再生利用状況」などは、あまり進んでいない状況です。
- 事業者による環境への配慮については、「環境に配慮した事業活動の取組状況」、「環境関連産業に対する関心度」は高いことがうかがえますが、「ISO14001の認証取得状況」、「環境会計の活用状況」は停滞しています。